

生産緑地とは

都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に、都市計画に定めることができる地域地区です。建築規制を受ける一方で、税制優遇を受けることができます。

- 建築規制：建築物の新築などの行為制限（原則30年間の農地等としての管理義務）

※指定から30年が経過した場合や主たる農業者が死亡・故障により営農できなくなったり場合は、市に対して生産緑地の買取り申出をすることが可能です。

- 税制優遇：固定資産税が農地課税（生産緑地以外は宅地並み課税）

相続税の納税猶予制度が適用（生産緑地以外は適用なし）

生産緑地の追加指定申出の受付

生産緑地の追加指定を希望される方は、「申出に必要な書類」を都市計画課へ提出してください。都市計画案検討の参考とさせていただきます。（生産緑地の指定要件を満たしていない農地などについては、都市計画案とならないこともあります。）

○ 提出期限

2026年2月27日（金）まで

※来年度以降も受付する予定です。

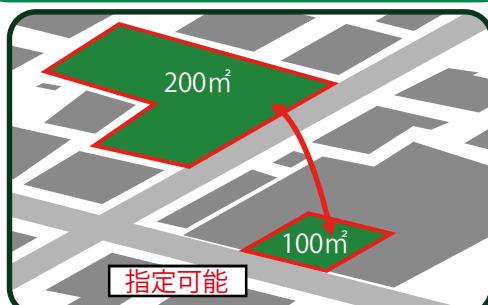
○ 指定要件

- ①一団の農地*として、規模要件（300m²以上など）を満たしている農地
- ②農地等利害関係人全員の同意がある農地
- ③合理的な土地利用に支障がない農地
- ④農業の継続が可能である農地

○ 申出に必要な書類

- ①生産緑地地区指定申出書
(市のHPからダウンロードできます)
- ②位置図（住宅地図の写しなどに朱書きで範囲を表示）
- ③地積図（字限図・公図の写しなど）
- ④土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- ⑤現地写真
(農地全景を1筆ごとに撮影したもの)
- ⑥建物配置図（農業用施設がある場合）

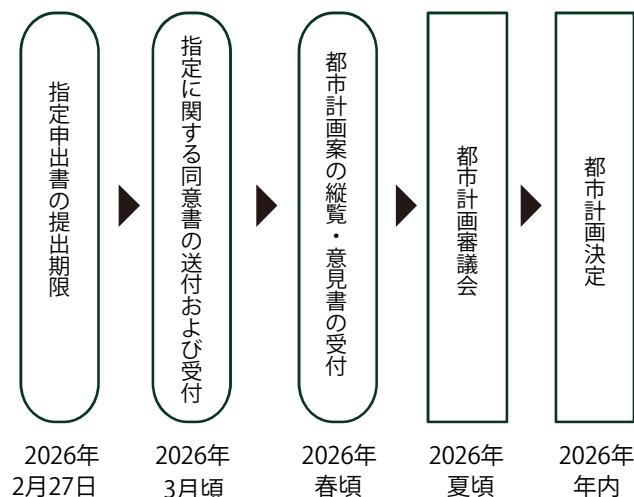
*一団の農地の考え方



物理的には、隣接していないても、同一又は隣接する街区に複数の農地があれば、一団の農地とみなして生産緑地に指定することができます。

ただし、一団の農地を構成する個々の農地面積は100m²程度が下限です。

今後のスケジュール



神戸市都市局都市計画課

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル6階

電話 078-595-6701

ファックス 078-595-6802



生産緑地制度 追加指定申出の受付